

## 後発医薬品の採用条件

1. 後発医薬品として販売されてから5年以上経過し、副作用情報や使用例などのデータが集まっているものである事。
2. 安定供給されるものである事。
3. 医療ミスにつながる可能性が高くないもの（薬品名や外観が類似していない、刻印が入った錠剤であるなど）である事。
4. 保管方法や取り扱い方法が煩雑でないもの（PTPシートから取り出しやすい、常温保存できる、吸湿性が低いなど）である事。
5. いろいろな投与方法（粉碎、脱カプセル、簡易懸濁など）に使用できるものである事。